

飼料安全対策の推進（継続）

53（68）百万円

2,513（2,702）百万円の内数

対策のポイント

飼料が安全に生産されるよう、製造するためのガイドラインを策定及び飼料の地域段階での安全性の確保のための取組を進めます。

（ガイドラインの策定）

飼料中の有害物質の混入防止等を図るために、飼料等製造工場における製造管理及び品質管理等の基本的な遵守事項について、具体的に示した**ガイドライン**を作成することで**飼料等製造の適正化**を図ります。

（飼料安全法令等の遵守に関する対応）

都道府県が行う飼料安全法令の遵守に必要な**地区講習会、巡回指導、立入検査等の普及、監視及び指導対策**を支援します。

政策目標

飼料の安全性を確保するため飼料への有害物質混入を防止するとともに、飼料安全法令等の遵守対策を支援。

<内容>

1. 事業内容

（1）有害物質混入防止適正製造指針の検討

飼料中への有害物質の混入防止等のため、**飼料製造工場等における適正製造指針の策定のための検討会**を開催し、指針の検討等を行います。

畜産安全対策事業における流通飼料対策事業費補助金 53（68）百万円

（2）飼料安全法令等に関する普及等の推進

関係機関が連携した指導體制の整備、**飼料安全法令等の普及、監視及び指導の推進、飼料の安全性監視のための調査分析の実施**のための支援を行います。

食の安全・安心確保交付金 2,513（2,702）百万円の内数

- | | | |
|------------|-----------------|-----------------|
| 2. 事業実施主体 | (1) 民間団体 | (2) 都道府県 |
| 3. 補助（交付）率 | (1) 定額 | (2) 定額（1/2以内） |
| 4. 事業実施期間 | (1) 平成12年度～19年度 | (2) 平成17年度～21年度 |

【担当課：消費・安全局 畜水産安全管理課 (03)3502-8206（直通）】